

平小鐵道起工の

線上げは不可能

有力な理由がなくては

中村建設局長語る

平町から小名濱町に通ずる平小鐵道は屢報の如く豫定線に追加され昭和六年度から着手するに

決定して

あるが平小名濱及び沿線関係有志等はこれが實現の速進を期し今年度線上げ運動を起し近く代表者が上京して鐵道省其他關係方面に陳情する筈であるがこれについて鐵道省の意圖を聞くに從來の豫定線外に追加されたものは十七線でこれを年度に振り分けると二年一線△四年七線△五年三線△六年六線といふ状態を平小線のみを線上げすることは不可能ならんといはれてゐる右につき本省中村建設局長は「どの線といはず地方民は實現の早きことを希望してゐるの。何か重要な理由のない限り平小線だけ線上げる事は至難ぢやないかと思はれる、小名濱築港も實現する様な話だが未だ完全な設計も出來てゐない模様だから理由の

材料ごし

では薄弱であるまいか、だが、議會を動かす様な高等政策でもあるまい別だが……」と語つてゐる

要求を提出

磐炭の争議

争議を開始した磐城炭礦鐵坑及び高坂、小野田各坑の坑夫等は廿七日坑夫組合磐城炭礦支部に協議會を開いた結果左記十五ヶ條の要求を磐城炭礦全山争議團として決議し元小野田炭礦飯場頭山城義宗氏外六名の委員を舉げ當日午後一時より會社の青沼事務部長に面會を求めたところ會社側では現在の従業員のみ面會することの従業員代表者坂口永次郎氏外四名から要求書を提出した

- 一、山城、佐々木、栗屋三氏の復職
- 二、飯場制度並に組長制度の徹底的改善
- 三、賃銀の値上げ
- 四、坑内作業設備の改善
- 五、長屋の改善
- 六、豫後備召集の場合はその當時働く賃銀の半額を支給すること
- 七、労働時間の短縮
- 八、勤続手当の制定
- 九、鶴燒貸及び安全燈料の會社負擔外敷項

期日切迫し

四丁目活況

大投資開始

二丁目の歳末大賣出しは昨日を以つて大成功裡に終了

したが四丁目は未だ繼續中の事として本日は漸く景況白熱化し各商店舉つて季節物の大投資を開始したと同時に純金の福の神を特等として福引の盛況言語に絶し早朝既に三千數百枚の抽籤券が飛ぶ様に賣れると云ふ景氣で事務所は眼の廻る様な忙しさに大難踏を來して居る因に廿五日よりの當籤福運者は左記の如くである

- ▽二等(鹽引一俵)江名町 振旗弘、下神谷白木キク
- ノ(毛布一枚)播磨小路瀬尾藥店(掛時計)阿部貞太
- 郎▽三等鎌田山崎春吉、南白土江尻ヤス、二丁目高橋鶴吉、白銀町吉田新
- 仲間町大森拾次郎、紺屋町小川リエ、小田炭礦田口太造、白銀町佐川タツ
- 好開立坑佐藤某、三丁目赤塚源二、下荒川阿部芳彌、入遠野松屋商店、玉川村箱崎善右衛門、西小川佐藤仁吉、六丁目佐藤ミヨ、玉山真柄某(新田町岩本フミ、川前阿部某、白銀町小林銀藏、其他

今曉湯本町の大火

互に火元を争ふ

全焼十七、半焼八戸に及ぶ 損害六萬圓以上

今曉二時半石城郡湯本町天王崎角田菓子店三好屋飲食店の間より發火すると見る間に四方に燃れ移つたが同所附近は

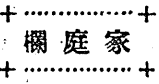
水利の 便悪しき爲

め同町消防組を初め警崎、内郷、玉川等の各消防組は唧筒より放水するを得ず平町より爆音勇ましく走せ付けた自動車唧筒も手を空しくして猛火を傍觀するの外



皮手袋の洗濯

皮手袋の洗濯にはエーテルやクロロホルムを使用する方法もありますが、その道の人にも最も完全な方法とし



なかつた爲め火災は同町停車場をも一なめにせん勢ひにて八方に擴がり 驛前は 北側の運送店を二戸焼したのみにて兩側共に焼野と化し午前四時廿分漸く鎮火した、全焼十七戸、半焼八戸にて損害は六萬圓以上と註せられ前記角田屋と三好屋は互ひに火元争へを爲し未だ發火の原因が判明しない

尼子亭に 福が舞ひ込だ

擔ぎこまれた 桐篋筒と銘仙

本日田町の聯合大賣出しで尼子亭の引いた福引三本が内二本は一等で篋筒一棒と銘仙の反物、残る一本も三等で醬油が一樽、流石に氣質がサツパリして居て人に好かれる主人公直さんだけに福の神が舞ひ込んだんだと大した評判……

娼妓の 年齢と生國

廿歳以上が多い

石城郡に於ける平町と湯本二遊廓の娼妓達六十二名の年齢を調べて見ると二十歳以上二十五歳未満の者が一番多く三十七名次は二十五歳以上三十歳未満の者で十五名十八歳以上二十歳未満の者も十名ある此の娼妓達の生國を數字に現して見ると一番多いのが矢つぱり本縣で二十名、次は宮城縣の十六名、山形縣十名、東京府五名、茨城縣四名、新潟縣三名、秋田栃木群馬千葉各一名である

大瀧問題縣會速記集のため

(二十)

半井參與員 答辯續き 成程二十九番が平町に居住せられ

平町の利益の爲に御盡力になり又平町の立場から意見を立て、御質問になること云ふことは是は寔に御尤なことでありませうが併ながら二十九番の意見に合はないからと云つて直にそれが會社の爲めに私の感情を以て臨んで居ると云ふやうなことに御結論に

なるのは實は如何かと思ふのであります、縣としては平町の水道の問題も考へなければならぬのも勿論でありますと同時に水力電氣の利用發達と云ふことも是亦縣としましての重大なる問題であります、故に知事としましては此二つの立場の間を縫つての點が知事として公正なる態度であると云ふことを定めるのでありまして、決して問題は左様に簡單には參らぬと思ふのであります、此事に付きましたてはごうぞ誤解のないように御諒承を願ひたいと思ひます、尙此機會に先日十八番から戸の口の組

合規約の解釋に付て御質問があり更に二番からも御質問がありましたので保留されて居りました事を私から御答へ致します、(以下猪苗代湖に關する説明) 二十九番(井上茂作君) 只今内務部長の御答辯に就きまして尙ほ御聽きたいと存じます、御説明に依りますと平町と企業會社との間に妥協を勧めたけれども一致點を見出すことが出来なかつた所から縣の爲にも平町の爲にも行政訴訟に依つて解決する方が宜からうと信じたのである。斯う云ふ風の御説明のやうに承つた私の御問ひ致すのは行政訴

訟を爲す前にもつと解決すべき方法があるではないか斯う云ふことを御問ひ申すのであります、本縣の水利使用規則と云ふものは何が爲に制定されて居るのであるか而も水利權を獲得して自ら企業を爲すの意思なくして未だ許可にならざる前に第三者に其權利を讓渡して居る斯う云う風な明かなる事實があるに拘らず而も是が水利使用規則に違反して居るのである、是は一つの内面的である隱約である内約は表面に現はれて來ないからそれを認めないで申されるか知らぬけれども而も商法に依つて示されたる會

平町人事

- ▲出生 △田町三六 椋木正善氏長女照子
- ▲婚姻 △五丁目一四 新妻軍司氏(三七)石城郡上小川村高木重子(四三)
- ▲死亡 △二丁目六 渡邊重太郎(五二) △六人町一 柴田才一郎(六三)